

糸魚川市子ども読書活動推進計画

平成23年3月

糸魚川市教育委員会

目 次

第1章 糸魚川市子ども読書活動推進計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画推進の基本方針	2
3 計画の期間	2
第2章 計画推進のための施策	
1 家庭・地域・図書館における読書活動の推進	
(1) 家庭における読書活動の推進	3
(2) 地域における読書活動の推進	5
(3) 図書館における読書活動の推進	7
2 学校等における読書活動の推進	
(1) 幼稚園・保育園における読書活動の推進	10
(2) 学校における読書活動の推進	12
3 読書情報の提供と啓発活動の推進	
① 広報紙やホームページ等による情報発信	14
② 「子ども読書の日」や「読書週間」における啓発	14
③ 園や学校の保護者会会議等での啓発	14
④ 子ども読書交流会の開催	15
⑤ 優良図書の周知啓発	15
4 読書推進体制の整備	
① 読書推進連絡会議の開催	15
② 図書購入費の充実	15
5 計画推進の体系図	16
○参考資料	20

第1章 糸魚川市子ども読書活動推進計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本の世界にひたることが人格形成によい影響を及ぼすということが、よく言われています。そのため今、学校や社会で読書活動を進めようとする動きが起こっています。

では、読書活動が私たちに与える影響とは、具体的にはどのようなことでしょうか。

まず、テレビ等の映像と比較して、読書は能動的な活動です。テレビ等は、見ようとする意志がなくても情報が入ってきます。ところが、読書活動は自分から読もうとする意志がなければその内容を自分の中に取り込むことができません。それゆえ、読書は意図的な活動とも言えます。

次に、読書は映像と比較して自分のペースで情報を得て、思考することができます。理解しにくいところ、気に入ったところなど、自分の思考や感情に合わせて読む速さを変えたり、繰り返し読んだり、またページをさかのぼって読み返したりすることができます。

これらのことから、発達段階に応じて本を選ぶことと、日常生活に読書活動を位置付けることは、子どもたちが自らの意志で学び、心豊かに育つことを助けるものとなります。

読書活動のこのような面に着目し、糸魚川市では、このたび「糸魚川市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

糸魚川市は、「0歳から18歳までの子ども一貫教育方針」のグランドデザインにおける3本柱として「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」を挙げました。これらの柱と「糸魚川市子ども読書活動推進計画」とを関連付けて考えると、子どものペースで絵や活字にじっくり向き合う読書活動は、考えたり感じたりする思考活動の時間となります。また、本の中に繰り広げられる様々な世界は、想像力を鍛え、夢や感動を与えてくれます。さらには、テレビやインターネット等は、時間が無制限になりがちで生活リズムに大きな影響を与えることから、生活の中に読書の時間を作り出すことは、規則正しい生活リズムづくりにつながります。このように見ると、生活に読書活動を位置付けることは、子ども一貫教育方針の基本理念を実現させるために大変効果的なものとなります。

「家庭で、園や学校で、社会全体で、子どもたちが本と出会い、読書活動を通して豊かな人生を築くことができるように支援すること」こそが大人の大切な役割であることを自覚して、一貫した読書活動の推進に努めていかなければなりません。

本計画により、「あらゆる機会に、あらゆる場所」で、子どもたちが自主的に読書活動を行えるような環境が整備され、総合的かつ計画的に施策が推進されることを願っています。

2 計画推進の基本方針

子どもが読書に親しみ、読書を通して心豊かな生活を送ることができるようになるためには、乳幼児期からお話を聞いたり読んでもらったりするなどの豊かな読書経験が必要不可欠です。

まずは、子どもが読書に親しむきっかけづくりや、自ら進んで本を読みたくなる環境づくりを家庭、地域、学校など社会全体で実施していく必要があります。

そこで、子どもが読書の素晴らしさに出会い、自主的・継続的に読書活動を進めていくために、次のように基本的な方針を定めます。

(1) 家庭・地域・図書館における読書活動の推進

家庭・地域・図書館が綿密な連携を図り、いつでもどこでも読書の楽しさや本にふれる機会を子どもに提供し、子どもの読書活動を推進するための環境を整備します。

(2) 学校等における読書活動の推進

幼稚園・保育園、学校における子どもの読書活動を推進し、子どもの読書に対する興味や関心を高め、進んで読書を楽しみ、本を活用できる能力を育てていきます。

(3) 読書情報の提供と啓発活動の推進

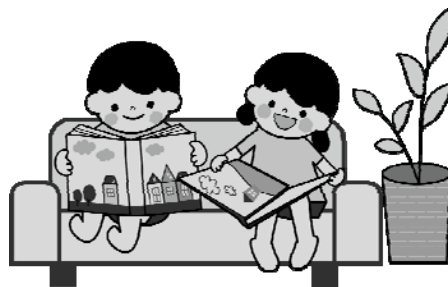
子どもの読書活動の意義やその重要性について、保護者を始め、すべての市民の関心と理解を深めるための読書情報の提供と周知・啓発に努めます。

(4) 読書推進体制の整備

子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、幼稚園・保育園、学校、図書館、読書ボランティア団体等が互いに連携・協力しながら、読書機会の充実や環境整備に取り組みます。

3 計画の期間

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。



第2章 計画推進のための施策

1 家庭・地域・図書館における読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

家庭では、家族が子どもの読書活動の意義を理解し、読書を楽しむ環境をつくることが大切です。早い時期に、言葉と活字の文化である「本」と出会う機会を積極的に設け、生涯にわたって読書を楽しむきっかけをつくることは大切なことです。

また、家庭での読書活動は、親子が絵本を通じてふれ合い、語り合い、互いの絆を強めることになるとともに、本を読むことで興味や関心、好奇心や創造力が育成され、それが社会への適応性や親子関係の向上が図られます。

〈糸魚川市が推奨する家庭での施策と取組例〉

① 読書活動への理解の促進

ア 読書活動への取組と啓発

- ◇ 乳幼児の愛着形成時期からの絵本の読み聞かせをしましょう。
- ◇ 親子一緒に読書する時間を設けましょう。
- ◇ 保護者が本に親しむ習慣をもち、日常的に子どもと読書を話題にするようにしましょう。
- ◇ 本に親しむきっかけづくりとして、昔話や民話をしてあげましょう。
- ◇ よい本を購入するにあたって、幼稚園・保育園、学校、図書館等が作成するブックリストを積極的に活用しましょう。

イ 読書環境の整備

- ◇ 家庭内で、子どもが本に興味をもてるよう、目にふれやすい場所や手に取りやすい場所に本を配置しましょう。

ウ 読み聞かせ会への参加

- ◇ 読書ボランティアや図書館が実施する読み聞かせ会へ積極的に参加しましょう。

エ 図書館の積極的な活用

- ◇ 本に自然に親しむ習慣づくりのため、図書館を積極的に活用しましょう。

〈家庭に対する糸魚川市の支援策と取組例〉

① 年齢に応じた読書活動の支援

ア 年齢に応じた読み聞かせの機会の提供

- ◇ 各年齢層の子どもと保護者を対象にした読み聞かせの機会の提供に努めます。

イ 乳幼児健診時での絵本の読み聞かせの推進

◇ 乳幼児健診時に、読書ボランティアの協力を得て行っている絵本の読み聞かせを推進するとともに、その意義や大切さの啓発に努めます。

ウ ブックスタート事業

◇ 乳幼児検診等の場を利用し、親子のコミュニケーションの大切さや絵本の読み聞かせを具体的に知らせながら絵本をプレゼントする、ブックスタート事業(※1)の実施に向けた条件整備を行います。

エ 年齢に応じたブックリストの作成

◇ ブックリストを作成し、子どもの年齢に応じた有意義な本の紹介に努めます。

オ 講座・教室等での啓発

◇ 生涯学習や家庭教育に関する講座や子育て支援のための教室など様々な機会を通じて、保護者に子どもへの読み聞かせの有効性や読書の重要性を呼びかけます。

② 家庭への働きかけ

ア 広報紙・図書館ホームページの活用

◇ 広報紙や図書館ホームページを通して、読書活動に関する取組や行事の情報提供に努めます。

イ 「家庭読書の日」の設定

◇ 毎年4月23日の「子ども読書の日」(※2)等を「家庭読書の日」に設定し、この日はなるべくノーテレビデー・ノーゲームデーとして、親子で本に親しむよう呼びかけます。

※1 ブックスタート

赤ちゃんと絵本のよろこびを分かち合おう！という呼びかけで、1992年にイギリスで始まった読書活動。地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、自治体の0歳児健診などで、絵本が入ったバックを手渡し、絵本との出会いを促す事業。国によって活動の背景は異なる。日本の場合、希薄になった親子のコミュニケーション、地域社会とのつながりを絵本を介して育むことが重視されている。

※2 子ども読書の日

「サン・ジョルディの日」でもある。この日は、スペインのカタルーニャ地方の伝統的な祝日。

この地方ではこの日に同地方の守護聖人サン・ジョルディの伝説にちなんで、大切な人に男性は1本のバラを、女性は1冊の本を贈るならわしがある。ユネスコは、この日が偉大な文学者セルバンテスやシェークスピアの命日にもあたることから、1995年「世界本と著作権の日」に指定した。

日本では、日本書店組合連合会がこのならわしにちなんで、大切な人に本を贈るというキャンペーンを1986年から始めた。2001年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、4月23日を「子ども読書の日」と定めている。

(2) 地域における読書活動の推進

すべての子どもたちが読書に親しめるよう、地域では読書機会を提供し、また、読書環境を整備・充実することが大切です。読書ボランティアが行う、幼稚園・保育園、学校、公民館での読み聞かせなどは、読書に関心の低い子どもにとっても読書に親しむきっかけとなります。また、地域での読み聞かせ会への参加は、読書の喜びを分かち合う仲間を見付け、本の世界へ案内してくれる大人に出会うことにもつながります。

それゆえ、読書ボランティア団体の活動を支援するとともに団体間のネットワークづくりを推進し、定期的な情報交換が行われるよう努めます。また、児童館や公民館等での読書活動がより一層拡充するよう支援します。

<糸魚川市が主体となり実施する施策と取組例>

① 情報発信

ア 読み聞かせ会の実施などの情報発信

◇ 読書ボランティアや図書館が協力して、読み聞かせ会の実施やその活動情報を発信します。

② 読書ボランティア団体の活動に対する支援

ア 活動への支援

◇ 読書ボランティア団体の活動や研修等への参加を支援します。
◇ 新会員育成や読み聞かせの知識や技術を習得できる研修会・講習会への参加等、団体の活動が活発になるよう支援します。
◇ 点字図書館や市外の読書ボランティア団体との交流を支援します。

イ 読書ボランティア団体間の連携支援

◇ 読書ボランティア団体間のネットワークの構築を推進し、地域における活動の充実を図るとともに、定期的な情報交換が行われるよう支援します。

③ 児童館や公民館での読書活動の推進

ア 蔵書の充実と配本図書の利用

◇ 子どもが気軽に本にふれ親しむ機会を提供するため、図書室の絵本や児童図書の充実を図ります。
◇ 市内の図書館による配本図書が積極的に利用され、読書活動が推進されるよう努めます。

イ 図書のリサイクル市の開催

◇ 市民から提供された不用図書によるリサイクル市を開催し、児童館や各地区公民館での読書活動の推進に努めます。

ウ 読み聞かせ活動の推進

◇ 児童館職員や読書ボランティアによる、乳幼児や児童を対象とした絵本の読み聞かせ会を定期的で開催します。

エ 職員研修

◇ 読書活動に関する児童館職員の研修を行い、読書活動の意義を再確認し、読書技術や資質の向上を図ります。

オ 読書情報の提供

◇ 市内の図書館の行事及び図書に関するチラシやパンフレット等を配布し、読書情報の提供に努めます。

④ 身近に読書のある生活環境の整備

ア 身近で気軽に利用できる図書コーナー事業

◇ より身近な場所で本に接することができるよう、公共施設や協賛する事業所などに市民から提供された図書(子どもに読ませたいリサイクル本)を置き、自由に読むことができるような図書コーナーの設置に向けた条件整備を行います。



(3) 図書館における読書活動の推進

図書館は、市民が自ら学び、考え、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習社会の基盤としての役割を担っています。

また、子どもたちにとって図書館は多様な本と出会い、読書の楽しみを通して豊かな人間性を育む場でもあり、図書館で知りたいことを自主的に調べることは、自ら学び、考える機会ともなります。

現在のサービスの継続・拡充を図るとともに、子どもの読書活動の拠点として、家庭・地域・学校等への支援と、ネットワークの構築をすすめ、子どもの読書活動を推進していきます。

<図書館が実施する施策と取組例>

① サービスの拡充と読書環境の整備

ア 魅力ある蔵書構成

◇ 子どもに読書の楽しさが伝わるような本の収集に心がけ、魅力ある蔵書構成を目指すとともに、取り出しやすく見やすい配架に努めます。

イ 児童図書の整備充実

◇ 魅力的な児童図書の収集に努めます。
◇ 中高校生向け図書の充実を図り、中高校生に本との出会いの場を提供し、図書館が身近な存在となるよう努めます。

ウ 地域性を生かした図書の整備充実

◇ ジオパークや文化遺産など、糸魚川地域を特徴付ける関係図書の整備充実を図ります。

エ レファレンス体制の充実

◇ 調べ物等で来館した児童・生徒へのレファレンス体制の充実を図ります。

オ 障害のある子どもへの支援

◇ 障害のある子どもと保護者へ点字図書館の活動等を紹介するとともに、録音図書等の資料の充実を努め、きめ細やかな読書活動の支援を行います。
◇ 障害のある子どもも気軽に本に親しめるよう、紙芝居やペープサート、触れる本などの一層の充実を図ります。

カ 快適な読書空間の創出

◇ 快適な読書空間の創出に努め、読書に親しむための環境づくりを推進します。

② 読書情報の提供と啓発

ア 図書館ホームページの充実

◇ 図書館ホームページの子どもページを充実させ、お薦めの本や地域資料・情報など様々な読書情報の提供に努めます。

イ 読書関連イベント情報の提供

◇ 市内の図書館や市外の公立図書館、出版文化産業振興財団等で開催される読書に関するさまざまなイベント情報の提供に努めます。

ウ 資料展示等による啓発活動の推進

◇ 「子ども読書の日」や「読書週間」での作品展示のほか、それ以外の期間においても、話題作やお薦めの本の展示、読書イベントの実施に努め、読書への啓発活動を推進します。

③ 読書ボランティアとの連携

ア 読書ボランティアと連携した催し物の開催

◇ 読書ボランティアと連携し、講演会や研修会を開催するとともに、おはなし会や読み聞かせ会などの充実を図ります。

イ 読み聞かせ講習会の実施

◇ 読み聞かせ等に関する講習会を実施して、読書の楽しさを知るきっかけづくりを行い、読書ボランティアの育成に努めます。

ウ 読書ボランティア活動への支援

◇ 読書ボランティアが実施する読書活動を支援します。

④ 人材の育成

ア 職員体制の強化

◇ 子どもの読書活動を推進する上で、必要とされる児童担当職員等の配置及び育成に努めます。

イ 職員研修

◇ 先進地視察や積極的な研修受講等により、職員の子どもの本に対する知識・技術の向上を図ります。

◇ 障害のある子どもに対する、障害の種類や程度に応じた読書の進め方についての職員研修に努めます。

⑤ 学校との連携・協力

ア 調べ学習や職場体験学習への協力

- ◇ 調べ学習等で図書館を有効に利用できるよう、担当教諭との情報交換を密にした連携を図ります。
- ◇ 職場体験学習の生徒の受け入れにあたり、充実した体験学習ができる体制を整えるように努めます。

イ 団体貸出とレファレンスに応じた資料提供

- ◇ 図書の団体貸出や教師からのレファレンスに応じた資料提供による、教育活動への支援を強化します。

ウ 訪問による読み聞かせ

- ◇ 依頼に応じて職員が学校へ出向き、おはなし会や絵本の読み聞かせ会を実施していきます。

エ 学校図書館の環境整備

- ◇ 読書に親しむための学校図書館の環境整備を支援します。

⑥ 幼稚園・保育園との連携・協力

- ◇ 図書の団体貸出を行うとともに、来館・訪問によるおはなし会や絵本の読み聞かせ会を実施していきます。
- ◇ 興味や発達段階に応じた図書の選定についての協力体制を強化します。
- ◇ 絵本に関する情報や読み聞かせ活動への支援に努めます。

⑦ 児童館・公民館図書室への支援

- ◇ 定期的な図書の配本や読書情報の提供、読み聞かせ活動への支援など、連携・協力体制の強化に努めます。

市民図書館の取組目標(3図書館合計)

具体的な取組目標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
児童図書個人貸出冊数(冊)	85,267	85,500	86,500	86,750	87,000	87,250	87,500
児童貸出利用者数(人)	10,452	10,500	11,000	11,100	11,200	11,300	11,400
児童図書蔵書冊数(冊)	69,410	71,600	73,800	76,000	78,200	80,400	82,600
おはなし会参加者数	1,262	1,300	1,400	1,400	1,500	1,500	1,500
団体貸出利用(冊)	2,827	3,000	3,500	3,500	4,000	4,000	4,000

2 学校等における読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育園における読書活動の推進

幼稚園・保育園では、教育や保育活動の一環として絵本の読み聞かせや紙芝居等を行い、子どもたちが読書活動に親しむ機会を提供しています。

乳幼児期には、好奇心や探究心を高めて知的発達を促したり、豊かな情操や生きる力の基礎を育むことが大切です。そのためには、多くの絵本や図鑑等に出会えるような環境整備が重要であるとともに、読書活動に関する教諭や保育士等の指導力の向上を図る必要があります。

また、保護者に対しては、乳幼児期における絵本の大切さを伝えるとともに、読み聞かせの指導や絵本の選定などの支援が求められます。

<幼稚園・保育園が実施する施策と取組例>

① 図書の充実と環境整備

ア 図書コーナーの充実

- ◇ 子どもの年齢や発達段階に応じた優良な図書を均等に収集するよう選定に努め、興味や関心をもてるような図書コーナーをつくります。
- ◇ 図書館等の協力を得ながら、図書の選定と充実に努めます。
- ◇ 家庭への貸出図書サービスの提供に努めます。

イ 読書環境の整備

- ◇ 図書の取り出しやすいコーナーづくりを工夫するとともに、ゆっくりと楽しめる環境を整えます。
- ◇ 空き教室の利用など、施設環境に合わせた図書コーナーの整備に努めます。

② 読書を取り入れた教育・保育の充実

ア おはなし等に触れる機会の充実

- ◇ 言葉を覚え、感性や想像力を培い、将来の読書活動の礎となるよう、乳幼児期から言葉あそび・紙芝居・絵本・おはなし・詩などに触れる機会の充実に努めます。
- ◇ 職員による読み聞かせの機会を増やし、本に興味や関心をもつ子どもが育つよう努めます。

イ 図鑑等の活用

- ◇ 遊びや自然体験的な活動の中で、動植物や乗り物等の図鑑の活用を図ります。
- ◇ 園の行事前後に、その行事内容にあった絵本等の活用を図ります。

③ 職員の読書指導技術の向上

ア 職員研修

◇ 子どもの読書活動を推進する上で、教諭や保育士の指導力向上は欠かせません。読み聞かせの大切さや意義を再確認し、読み聞かせやことば遊びなどに関する研修の実施及び講演会等への参加によって、職員の読書技術や資質の向上に努めます。

④ 家庭での読み聞かせに対する支援

ア 園だより等による情報提供

◇ 読み聞かせの大切さや意義を園だより等を通じて周知するよう努めます。
◇ 保護者が絵本を身近に感じ、子どもとともに読書に親しむために、絵本の選定や紹介、読み聞かせの方法、園の読書案内等を掲示物や園だよりを通して情報提供します。

⑤ 読書ボランティア等との連携

ア 読書ボランティアとの連携

◇ 現在、園では読書ボランティアによる読み聞かせや紙芝居等が行われています。子どもは、絵本を見たり物語を聞いたりして、言葉を覚え、想像力を身に付け、イメージを広げます。読書ボランティアとの連携を強化しながら、地域の昔話や民話なども題材として、ふるさとへの愛着や感性豊かな心がはぐくまれるよう、その機会を増やすように努めます。
◇ 読書ボランティアの受け入れにあたってのガイドラインを作成し、連携の強化に努めます。

イ 市内の図書館との連携

◇ 市内の図書館との連携を図り、絵本に関する情報や読み聞かせ活動についての支援を得ながら、園での読書活動を推進します。

⑥ 啓発活動の推進

ア 保護者への啓発活動

◇ 幼い頃の楽しい絵本との出会いが将来の読書活動につながることや、家庭での読み聞かせの楽しさ、本を介しての親子のふれ合いの大切さについて、保護者の理解や協力が得られるよう、読書に関する情報を保護者会等でアピールします。

(2) 学校における読書活動の推進

学校は、児童・生徒の読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。近年の傾向では、子どもたちは読書に対する興味や関心を持ちながらも、年齢が上がるに従い読書に親しむ機会が減っている傾向があります。それぞれの年代に応じた読書環境を家庭や地域との連携を図りながら学校教育の中で整えていくことはとても重要なことです。

また、小学校は平成 23 年度から、中学校は平成 24 年度から全面実施される学習指導要領では、『各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。』と謳っています。この言語活動を支える言語力を育てていく上でも、学校における読書活動は特に重要な役割を担っているといえます。

<学校が実施する施策と取組例>

① 読書推進に対する職員の意識の啓発と共有化

ア 校内体制づくり

◇ 児童・生徒の読書活動を推進していく上で、学校の果たす役割を一人ひとりの教職員が再認識し、全教職員が連携・協力して読書指導ができるような校内体制づくりに努めます。

イ 市内の図書館の資料を活用できる体制の整備

◇ 教職員や児童・生徒が、司書教諭(※3)、図書主任、学校司書(※4)を通じて、学校で市内の図書館の資料を活用できる体制を整えます。

② 司書教諭等の配置

ア 司書教諭や学校司書の配置の充実

◇ 児童・生徒が読みたい本、知りたい情報を確実に入手し、より確かな教育活動を進めるためには、資料に精通した司書教諭等が大きな役割を果たします。司書教諭や学校司書又は非常勤職員による学校図書館補助員の配置を推進します。

※3 司書教諭

「学校図書館法」第 5 条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる職員で、教員免許状を有し司書教諭講習を終了した教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、平成 15 年度から 12 学級以上の学校に配置されている。

※4 学校司書

学校図書館の仕事に主として従事している職員の総称で、法的には根拠のない言葉ではあるが、自治体によっては規則に職名を掲げ、職務内容を規定している場合もある。

③ 読書に親しむための環境整備

ア 蔵書の充実

◇ 一人ひとりが本の楽しさと出会い、自主的に学習ができるためには、豊富で新鮮な資料が欠かせません。図書の購入にあたっては、発達や障害に合わせた優良図書の選定に努め、児童・生徒が幅広いジャンルから本を選び、多くの図書に触れる機会がもてるように努めます。

イ 調べ学習に役立つ図書の整備

◇ 地域の教育資源を総合的に学ぶ「糸魚川ジオ学」の推進に合わせ、調べ学習に必要な図書の整備に努めます。

ウ 環境整備

◇ 児童・生徒が学習の中で抱いた疑問や課題を解決するために図書が探しやすい配架、思わず手に取って読書したくなるような配架を工夫します。

◇ 蔵書情報のデータベース化や市内の学校図書館間のネットワーク化を推進するとともに、市内全学校の学校図書館システムの整備に努めます。

◇ 興味や関心がもてるよう、新刊コーナーやおすすめの本コーナーの整備を図るとともに、読書ニュース、読書紹介、読書感想文等の掲示に努めます。

◇ 学校図書館と家庭との連携を強化できるよう、図書館だよりの発行に努めます。

◇ 新潟県課題図書などの良書の推奨、読書旬間や多読者の表彰等により、読書活動が活発となるよう工夫に努めます。

エ 障害のある子どもへの支援

◇ 発達段階及び障害の種類や程度に合わせた図書の選択に努めます。

◇ 障害のある子どもたち向けの図書の充実に努め、保護者にもその活用を勧めます。

④ 読書指導の充実

ア 「朝読書」等の推進

◇ 小・中・高等学校の各学校段階において、読書習慣を身に付けさせることが大切です。このため「朝の読書」等について、各学校の実状にあわせた取組を推進するとともに、教職員による読み聞かせにも努めます。

⑤ 言語活動の充実

◇ 児童・生徒の言語活動を充実させるため、読書指導に関する研修を行い、教職員の指導力の向上に努めます。

◇ 学校図書館の計画的な活用による言語活動の充実に努めます。

⑥ 読書を進めるための連携・協力

ア 学校間の連携強化

◇ 各学校の効果的な取組が他校でも実践されるよう、学校間の情報交換や連絡会を開催するなど、資料の活用に関する協力体制の構築に努めます。

イ 市内の図書館との連携強化

◇ 市内の図書館との連携を密にし、調べ学習における図書館の団体貸出の積極的な利用により、学習活動の充実を図ります。

ウ 読書ボランティアの活用

◇ 読書ボランティアを活用した定期的な読み聞かせ等による読書機会の充実に努めます。

3 読書情報の提供と啓発活動の推進

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進するためには、地域社会全体が読書に関心をもちながら、様々な機会をとらえて子どもの発達段階や個性に応じた自主的な読書活動を支えていく必要があります。

〈糸魚川市が主体となり実施する施策と取組例〉

① 広報紙やホームページ等による情報発信

◇ 学校や地域・図書館等における読書に関する取組や行事の情報を広報紙・ホームページ・読書に関するパンフレット等を通して積極的に発信します。
◇ 様々な広報メディアを活用した読書情報の提供を目指します。

② 「子ども読書の日」や「読書週間」における啓発

◇ 「子ども読書の日」等を「家庭読書の日」に設定し、図書館を中心として読書にちなんだ行事や展示を行い、子どもの読書活動についての市民の理解と関心の向上を図ります。

③ 園や学校の保護者会会議等での啓発

◇ PTAと連携し、研修会等で発達段階に応じた読書活動についての協議や情報交換などの啓発活動を通して、子どもの読書環境づくりを行います。

④ 子ども読書交流会の開催

◇ 子どもの読書に関する交流会を開催し、保護者や地域への意識啓発に努めます。

⑤ 優良図書の周知啓発

◇ 読書に親しむ習慣形成や将来の人格形成に向けて、学校や図書館等が推薦するブックリストを作成し、周知啓発に努めます。

4 読書推進体制の整備

読書が習慣として身に付き、自主的な読書活動を行う子どもを育てるために、また読書活動を通じて感性豊かな子どもを育てるためにも、読書に親しむ機会を増やしていかなければなりません。家庭・地域・図書館・学校等が互いに連携・協力しながら、読書機会の充実や環境づくりに取り組んでいく必要があります。

<糸魚川市が主体となり実施する施策と取組例>

① 読書推進連絡会議の開催

◇ 学校、幼稚園・保育園、図書館、読書ボランティア団体など関係機関による定期的な連絡会議を開催し、情報交換を図るとともに関係機関が連携して施策を推進します。

② 図書購入費の充実

◇ 学校、幼稚園・保育園、図書館において、魅力的な蔵書構成を図るため、図書購入費の充実に努めます。



計画推進の体系図

区分		施策	取組例
1 家庭・地域・図書館における読書活動の推進	家庭における読書活動の推進	糸魚川市が推奨する家庭での施策と取組例 ① 読書活動への理解の促進	◇読書活動への取組と啓発 ・乳幼児の愛着形成時期からの絵本利用 ・親子一緒にの読書 ・保護者が本に親しむ習慣をもち、日常的に読書を話題とするような働きかけ ・昔話や民話による、本に親しむきっかけづくり ・図書館、学校等が作成するブックリストの積極的な活用 ◇読書環境の整備(目にふれやすい場所、手に取りやすい場所への配置) ◇読書ボランティアや図書館が実施する読み聞かせ会等への参加 ◇図書館の積極的な活用
		家庭に対する糸魚川市の支援策と取組例 ① 年齢に応じた読書活動の支援	◇各年齢層の子どもと保護者に対する読み聞かせの機会の提供 ◇乳幼児健診時での絵本の読み聞かせの推進 ◇ブックスタート事業の実施に向けた条件整備 ◇年齢に応じたブックリストの作成 ◇講座・教室等での啓発
		② 家庭への働きかけ	◇広報紙・図書館ホームページを活用した、読書活動に関する取組や行事の情報提供 ◇親子で本に親しむ日としての、「家庭読書の日」の設定
	地域における読書活動の推進	糸魚川市が主体となり実施する施策と取組例 ① 情報発信	◇読み聞かせ会や読書ボランティアの活動等の情報発信
		② 読書ボランティア団体の活動に対する支援	◇読書ボランティア団体の活動や研修等への参加支援 ◇点字図書館や他の読書ボランティア団体との交流支援 ◇読書ボランティア団体間のネットワーク構築と定期的な情報交換支援
		③ 児童館や公民館での読書活動の推進	◇自館の蔵書充実と図書館による配本図書の積極的な利用 ◇市民から提供された不用図書による、定期的なりサイクル市の開催 ◇児童館職員等による読み聞かせ活動の推進(定期的な読み聞かせ会開催) ◇研修による児童館職員の読書技術や資質の向上 ◇読書情報の提供
		④ 身近に読書のある生活環境の整備	◇身近で気軽に利用できる図書コーナー設置に向けた条件整備の推進
	図書館における	図書館が実施する ① サービスの拡充と読書環境の整備	◇魅力ある蔵書構成と取り出しやすく見やすい配架の工夫 ◇魅力的な児童図書の整備充実 ◇中高校生向け図書の整備充実 ◇地域を特徴付ける関係図書の整備充実 ◇レファレンス体制の充実 ◇障害のある子どもへの支援(録音図書や触れる本の充実・点字図書館の紹介) ◇快適な読書空間の創出と、読書に親しむ環境づくり
		② 読書情報の提供と啓発	◇図書館ホームページ(子どもページ)の充実と、お薦めの本や地域資料・情報等さまざまな読書情報の提供 ◇さまざまな読書関連イベント情報の提供 ◇「子ども読書の日」「読書週間」での作品展示など、読書イベントの実施による啓発活動の推進

<p style="text-align: center;">る 読書活動の 推進</p>	<p style="text-align: center;">る 施策と取組 例</p>	③ 読書ボランティアとの連携	<p>◇読書ボランティアと連携した催し物の開催とおはなし会の充実</p> <p>◇読み聞かせ講習会の実施</p> <p>◇読書ボランティアが実施する読書活動への支援</p>
		④ 人材の育成	<p>◇児童担当職員の配置など職員体制の強化</p> <p>◇先進地視察や研修による職員の知識・技術の向上</p>
		⑤ 学校との連携・協力	<p>◇調べ学習や職場体験学習への協力と受け入れ体制の充実</p> <p>◇団体貸出やレファレンスに応じた資料提供</p> <p>◇訪問による読み聞かせの実施</p> <p>◇学校図書館の環境整備支援</p>
		⑥ 幼稚園・保育園との連携・協力	<p>◇団体貸出、来館・訪問によるおはなし会などの実施</p> <p>◇図書の選定についての協力体制の強化</p> <p>◇絵本に関する情報提供、読み聞かせ活動への支援</p>
		⑦ 児童館・公民館図書室への支援	<p>◇定期的な図書配本、読書情報の提供、読み聞かせ活動の支援など連携・協力体制の強化</p>

区分	施策	取組例		
<p style="text-align: center;">2 学校等における 読書活動の 推進</p>	<p style="text-align: center;">幼稚園・保育園における 読書活動の 推進</p>	<p style="text-align: center;">幼稚園・保育園が実施する 施策と取組 例</p>	① 図書の充実と環境整備	<p>◇発達段階に応じた優良な図書の選定に努め、興味や関心を持てるような図書コーナーづくり</p> <p>◇市内の図書館等の協力による図書の選定と充実</p> <p>◇家庭への貸出図書サービスの充実</p> <p>◇図書が取り出しやすいコーナーづくりの工夫と、ゆっくりと楽しめる環境整備</p> <p>◇空き教室の利用など、施設環境に合わせた図書コーナーの整備</p>
			② 読書を取り入れた教育・保育の充実	<p>◇おはなし等に触れる機会の充実</p> <p>◇職員による読み聞かせの機会の充実</p> <p>◇図鑑の活用や行事内容にあった絵本等の利用促進</p>
			③ 職員の読書指導技術の向上	<p>◇読み聞かせやことば遊び等の研修、講演会等への参加による職員の読書技術の向上</p>
			④ 家庭での読み聞かせに対する支援	<p>◇読み聞かせの大切さや意義について、園だよりを通しての周知</p> <p>◇絵本の選定や紹介、読み聞かせ方法、園の読書案内等について掲示物・園だよりを通しての情報提供</p>
			⑤ 読書ボランティア等との連携	<p>◇読書ボランティアとの連携を強化</p> <p>◇地域の昔話・民話による、故郷への愛着や感性豊かな心の育成と、その機会の充実</p> <p>◇読書ボランティアの受入れにあたってのガイドラインの作成</p> <p>◇市内の図書館との連携(絵本情報や読み聞かせ活動に対する支援)</p>
			⑥ 啓発活動の推進	<p>◇読書の大切さについて保護者の理解や協力が得られるよう保護者会等で読書に関する情報をアピール</p>

学校における読書活動の推進	学校が実施する施策と取組例	① 読書推進に対する職員の意識の啓発と共有化	<ul style="list-style-type: none"> ◇全教職員による校内体制づくり ◇市内の図書館の資料を活用できる体制の整備
		② 司書教諭等の配置	◇司書教諭や学校司書の配置推進
		③ 読書に親しむための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇蔵書の充実 ◇調べ学習に役立つ図書の整備 ◇配架の工夫 ◇蔵書情報のデータベース化・市内学校図書館間とのネットワーク化の推進、市内全学校の学校図書館システムの整備 ◇新刊コーナーの整備や読書ニュース等の掲示 ◇図書館だよりの発行による家庭との連携強化 ◇良書の推奨や読書旬間、多読者表彰等による読書活動普及への工夫 ◇発達や障害に合わせた図書の選択、配慮、工夫の向上 ◇障害のある子どもたち向けの図書の充実と、保護者も含めた活用への推奨
		④ 読書指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇「朝読書」等の推進と教職員による読み聞かせ ◇各学校の状況に合わせた取組の推進
		⑤ 言語活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇読書指導に関する研修による教職員の指導力の向上 ◇学校図書館の計画的な活用による言語活動の充実
		⑥ 読書を進めるための連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校間の情報交換、連絡会の開催、資料活用に関する協力体制の構築 ◇市内の図書館との連携強化による、調べ学習における団体貸出等の積極的な利用 ◇読書ボランティアによる定期的な読み聞かせ等の実施

区分	施策	取組例	
3 読書情報の提供と啓発活動の推進	糸魚川市が主体となり実施する施策と取組	① 広報紙やホームページ等による情報発信	◇読書に関する取組や行事について、広報紙・ホームページ・パンフレット等を通じた積極的情報発信 ◇様々な広報メディアを活用した読書情報の提供
		② 「子ども読書の日」や「読書週間」における啓発	◇市内の図書館を中心にした「子ども読書の日」や「読書週間」の趣旨にふさわしい行事や展示による理解と関心の普及
		③ 園や学校の保護者会会議等での啓発	◇PTAとの連携による、保護者会会議等での読書活動についての協議や情報交換
		④ 子ども読書交流会の開催	◇子ども読書交流会の開催による、保護者や地域への意識啓発
		⑤ 優良図書の周知啓発	◇読書に親しむ習慣形成や将来の人格形成に向けた、推薦ブックリストの作成と周知啓発

区分	施策	取組例	
4 読書推進体制の整備	糸魚川市が主体となり実施する施策と取組例	① 読書推進連絡会議の開催	◇関係機関による定期的な連絡会議での緊密な協力関係の構築と施策の推進
		② 図書購入費の充実	◇学校、幼稚園・保育園、図書館での魅力的な蔵書構成の推進に向けた図書購入費の充実

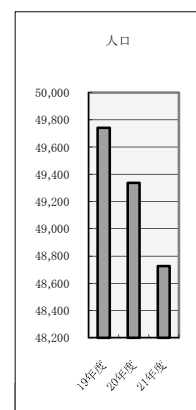
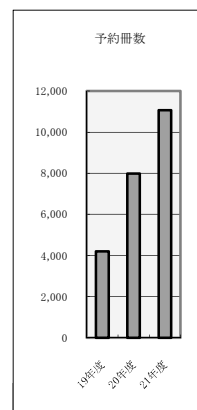
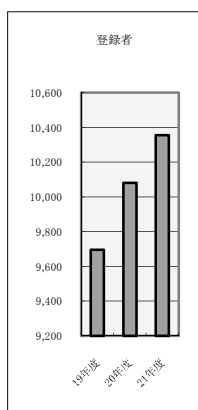
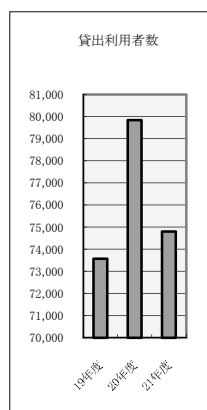
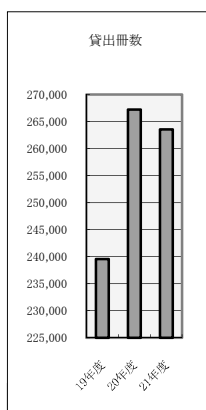
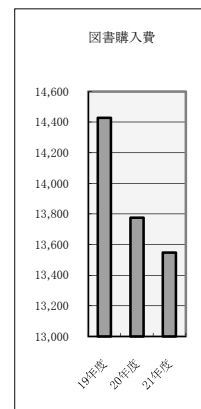
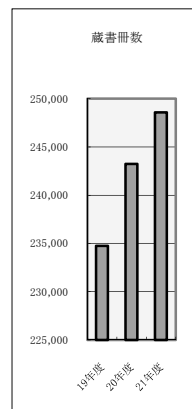
参考資料

1	糸魚川市民図書館利用統計	21
2	市内小中学校学校図書館蔵書冊数	22
3	新潟県内公立図書館館外利用状況	23
4	市内読書ボランティア紹介	24
5	関係機関・施設一覧	25
6	子どもの読書活動の推進に関する法律	26
7	文字・活字文化振興法	28
8	子どもの読書週間	30
9	糸魚川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	31

1 糸魚川市民図書館利用統計(市内3図書館統計)

(1)年度別利用実績

項目	19年度	20年度	21年度
蔵書冊数	234,754	243,230	248,593
図書購入費(千円)	14,428	13,776	13,547
貸出冊数	239,531	267,221	263,561
貸出利用者数	73,566	79,837	74,801
登録者	9,695	10,081	10,355
予約冊数	4,205	7,988	11,061
人口	49,741	49,337	48,727

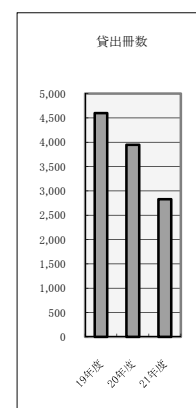
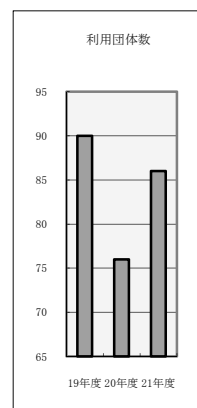


(2)サービス指標

項目	目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸出密度(人ロー一人当たりの貸出冊数)	貸出冊数/人口	4.8	5.4	5.4
登録者一人当たりの貸出冊数	貸出冊数/登録者	24.7	26.5	25.5
利用者の平均貸出冊数	貸出冊数/利用者数	3.3	3.3	3.5
登録率(人口に対する登録者の割合)	登録者/人口×100(%)	19.5	20.4	21.3
登録者一人当たりの貸出回数	貸出利用者数/登録者(回)	7.6	7.9	7.2
人ロー一人当たりの蔵書冊数	蔵書冊数/人口	4.7	4.9	5.1
人ロー一人当たりの図書購入費	図書購入費/人口(円)	290	279	278
蔵書回転率	貸出冊数/蔵書冊数	1.0	1.1	1.1

(3)団体貸出

区分	19年度	20年度	21年度
利用団体数	90	76	86
貸出冊数	4,600	3,949	2,827



2 市内小中学校 学校図書館蔵書冊数

小学校(18校)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
蔵書冊数	122,152	123,512	127,447	130,890	134,843
学校図書館図書標準	104,280	101,560	102,880	102,320	100,560
整備率	117%	122%	124%	128%	134%

中学校(5校)

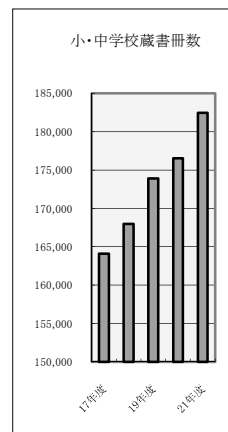
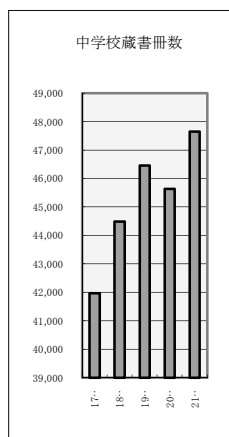
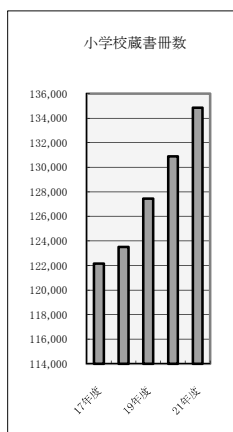
区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
蔵書冊数	41,967	44,480	46,449	45,633	47,642
学校図書館図書標準	45,840	45,840	45,200	39,680	45,680
整備率	92%	97%	103%	115%	104%

小・中学校合計(23校)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
蔵書冊数	164,119	167,992	173,896	176,523	182,485
学校図書館図書標準	150,120	147,400	148,080	142,000	146,240
整備率	109%	114%	117%	124%	125%

※学校図書館図書標準

文部科学省が学級数を基に設定した、学校図書館図書蔵書整備標値(平成5年設定)



3 新潟県内公立図書館利用状況(人口1人あたり)

(平成21年度)

市町村	登録率(%)	貸出密度(冊)	一人あたりの蔵書冊数(冊)
新潟市	21.34	5.49	2.09
長岡市	15.48	5.88	2.81
上越市	45.69	3.62	2.55
三条市	30.81	5.43	3.24
柏崎市	49.16	3.78	3.01
新発田市	42.38	2.46	2.11
小千谷市	22.51	3.91	3.21
加茂市	8.70	2.79	4.65
十日町市	52.15	3.31	3.90
見附市	57.88	6.14	4.06
村上市	22.01	2.31	2.95
燕市	23.86	3.54	2.88
糸魚川市	21.88	5.57	5.25
五泉市	25.60	4.21	3.00
佐渡市	23.85	3.67	5.05
阿賀野市	36.19	2.27	2.59
魚沼市	18.30	2.78	1.91
南魚沼市	17.64	1.46	1.61
妙高市	33.03	3.84	3.04
胎内市	11.86	2.33	2.03
聖籠町	14.12	3.71	7.52
出雲崎町	9.18	0.65	7.73
刈羽村	580.80	15.01	12.42

注1 登録率(人口に対する登録者の割合)

登録者／人口×100

注2 貸出密度(人口一人当たりの貸出冊数)

貸出冊数／人口

注3 人口一人当たりの蔵書冊数

蔵書冊数／人口

※「新潟県の図書館 2010」平成22年10月 新潟県立図書館編集・発行より作成

4 市内読書ボランティア紹介

○絵本読み聞かせの会 はらぺこあおむし

- ☆ 発足時期 平成14年4月
- ☆ 会員数 8人
- ☆代表(連絡先) 朝日仁美(JPIC読書アドバイザー)(025-553-3536)

発足当初は公民館で乳幼児の親子だけに読んでいた会も、今ではお呼びがかかれば可能な限り出張読み聞かせをする会にまで成長しました。

読む場があることに感謝し、たくさんの笑顔の源として、日々活動しています。

子育ての中に自然と絵本がある環境を作ることを目指し、今後は絵本の楽しさを子どもだけでなく、大人にも伝えて行ければと思っています。

※定例おはなし会は、第1木曜日10:00～11:30 糸魚川地区公民館にて

○土よう子ども会

- ☆ 発足時期 平成7年4月
- ☆ 会員数 10数人
- ☆代表(連絡先) 濱田 早苗(025-562-3271)

子どもたちの心を潤せたらと思い、映写会から始めました。

のちに手作りのOHP作品を映写して読み聞かせをし、子どもたちが静かに聞き入ってくれ、驚きと喜びでいっぱいになりました。今では、絵本の読み聞かせのほか、糸魚川の民話、ミニミニコンサート、15分程度の映画、簡単な工作、手遊びなども行っています。読み聞かせでは、おやこ文庫「アイアイ」(※)に参加していた子どもたちも読み手になってくれています。

※おやこ文庫「アイアイ」:幼稚園未満児の親子を対象とした、絵本の読み聞かせ、手遊び、体操、絵本の貸出しなどを行う会。

(代表 濱田 早苗) 第2・4木曜日(10:30～11:30) きらら青海にて

○昔かたり 春よこい

- ☆ 発足時期 平成10年10月
- ☆ 会員数 15人
- ☆代表(連絡先) 中村 栄美子(025-552-2971)

・親から子へと語り継がれてきた昔話をお年寄りを訪ね採話し、次の世代に伝える。

・地域で採話しした昔話を本や紙芝居にして伝承活動を行う。

・図書館や学校、老人会等で地元で伝わる昔話を紙芝居にして実演する。

・ふる里の昔を若い世代に伝え、ふる里再発見“ふる里大好き人間の輪”を広げる。

○てしよの会

- ☆ 発足時期 平成18年4月
- ☆ 会員数 16人
- ☆代表(連絡先) ニツ矢 静代(025-552-7146)

絵本にふれるチャンスをいただき読み聞かせを基とし、手遊び、うた、エプロンシアターなど、男性会員の協力も得て地域交流を行っています。

輝く子どもたちの目・力をかりて私達も育てられています。いろんな本との出会いを大切に、心を豊かに子どもたちと喜びを共有しながら活動しています。

5 関係機関・施設一覧

機関・施設	所在地	電 話	機関・施設	所在地	電 話
市民図書館	一の宮 1-2-3	552-6330	山ノ井保育園	新鉄 2-5-9	552-1325
能生図書館	能生 1941-2	566-3334	大野保育園	大野 1980-1	552-7500
青海図書館	青海 4657-3	562-2441	寺地保育園	寺地 150-1	562-2032
磯部小学校	筒石 500	567-2200	下早川保育園	上覚 33	555-4004
能生小学校	能生 4485	566-2026	筒石保育園	筒石 369-2	567-2546
南能生小学校	溝尾 2991-4	568-2011	川崎保育園	藤崎 4118-1	567-2942
中能生小学校	平 404	566-2702	汐路保育園	能生小泊 1772-1	566-4281
木浦小学校	木浦 6073	566-2120	能生保育園	能生 6856-7	566-4743
浦本小学校	中浜 433	555-2008	いずみ保育園	能生 1170-30	566-2184
下早川小学校	日光寺 322	555-2107	西能生保育園	鶉石 636-1	566-3150
上早川小学校	中川原新田 12	559-2300	中能生保育園	大沢 553-5	566-2705
大和川小学校	田伏 87	552-3115	南能生保育園	榎 1048	568-2526
西海小学校	羽生 1937	552-3811	東能生保育園	桂道 2040-1	566-4846
糸魚川東小学校	東寺町 2-4-1	552-2700	木浦保育園	木浦 3780	566-3001
糸魚川小学校	中央 1-2-1	552-0042	いくみ保育園	田伏 1208	555-2911
大野小学校	大野 2044-1	552-0095	寺島保育所	寺島 1-11-28	552-7533
根知小学校	東中 5121-1	558-2100	上根知保育所	山口 120-2	558-2224
今井小学校	西中 1491	552-0541	市振保育所	市振 897-4	564-2137
田沢小学校	田海 13-2	562-2215	田沢幼稚園	田海 13-2	562-2002
青海小学校	青海 382	562-2027	青海幼稚園	青海 675	562-2019
市振小学校	市振 775	564-2021	糸魚川カトリック天使幼稚園	中央 2-1-40	552-1216
能生中学校	能生 2643	566-2065	糸魚川幼稚園	寺町 1-7-12	552-4119
糸魚川東中学校	梶屋敷 433	555-2616	糸魚川子育て支援センター	横町 2-7-20	552-0882
糸魚川中学校	上刈 4-1-1	552-1267	糸魚川東部子育て支援センター	上覚 33	555-4198
青海中学校	寺地 1160	562-2079	青海子育て支援センター	田海 605	562-1212
新潟県立糸魚川高等学校	平牛 248-2	552-0004	大和川児童クラブ室	田伏 87	553-2221
新潟県立糸魚川白嶺高等学校	清崎 9-1	552-0046	糸魚川東児童クラブ室	東寺町 2-4-1	552-3515
新潟県立海洋高等学校	能生 3040	566-3155	糸魚川児童クラブ室	中央 1-2-1	553-0369
浦本保育園	中浜 271	555-2706	大野児童クラブ室	大野 2044-1	090-8872 -3510
大和川保育園	大和川 978	552-3142	田沢児童クラブ室	田海 13-2	090-5435 -8571
西海保育園	水保 1843	552-0712	下早川児童クラブ室	日光寺 322	080-1121 -7936
糸魚川東保育園	東寺町 2-4-2	550-1525	青海児童クラブ室	青海 382	090-7835 -6076
中央保育園	横町 2-7-20	552-0783	能生児童館	能生 1180-2	566-5581

6 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子ど

もの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

-----衆議院文部科学委員会における附帯決議-----

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

7 文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日 法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基礎であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発進を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 子どもの読書週間

昭和 34(1959)年にはじまった、「子どもの読書週間」。

もともとは5月1日～14日(子どもの日を含む2週間)でしたが、平成 12(2000)年の「子ども読書年」を機に、現在の4月23日～5月12日の約3週間に期間を延長。4月から5月にかけては、「国際子どもの本の日」「サン・ジョルディの日」などの記念日・関連イベントも多く、また平成 13(2001)年 12 月に公布・施行の「子どもの読書活動推進に関する法律」により4月23日が「子ども読書の日」となった影響もあって、「子どもの読書週間」は大きな盛り上がりを見せています。

社団法人 読書推進運動協議会

- ・ こどもの読書週間 4月23日 ～ 5月12日
- ・ 読書週間 10月27日 ～ 11月 9日

9 糸魚川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
助言・指導者	石 野 正 彦	上越教育大学 教授	
委 員	猪 又 英 一	新潟県教育庁上越教育事務所社会教育課 副参事	
委 員	渡 辺 忍	糸魚川市教育委員会こども課 子育て支援係長	
委 員	水 澤 美 由 紀	糸魚川市立田沢小学校 教諭	市教研学校図書館部会
委 員	河 治 正 人	糸魚川市立能生中学校 教諭	市教研学校図書館部会
委 員	相 澤 和 子	新潟県立糸魚川高等学校 司書	市内高等学校 学校司書
委 員	老 野 生 一 義	能生保育園 園長	市内保育園代表
委 員	森 仁 美	カトリック天使幼稚園 副園長	市内幼稚園代表
委 員	高 辻 民 子	糸魚川市立田沢幼稚園 保護者	市内幼稚園・保育園保護者代表
委 員	朝 日 仁 美	絵本読み聞かせの会はらぺこあおむし 代表	市内読書ボランティア
委 員	濱 田 早 苗	おやこ文庫「アイアイ」・土よう子ども会 代表	市内読書ボランティア
委 員	中 村 栄 美 子	昔かたり春よこい 代表	市内読書ボランティア
委 員	二 ツ 矢 静 代	てしよの会 代表	市内読書ボランティア

事務局	糸魚川市教育委員会 市民図書館
	糸魚川市教育委員会 生涯学習課

糸魚川市子ども読書活動推進計画

平成23年3月発行

編集・発行 糸魚川市教育委員会
(糸魚川市民図書館)

〒941-0056 糸魚川市一の宮1-2-3

TEL 025-552-6330 FAX 025-552-0099

Eメール toshokan@city.itoigawa.niigata.jp